

# 予防接種で病気を防ごう

10月1日から

「水痘（水ぼうそう）ワクチン」  
「成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン」が定期接種に

今まで任意接種だった「水痘ワクチン」「成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン」の2つのワクチンが、予防接種法に基づく定期接種となりました。予診票は、比企医師会管内医療機関の窓口にて備え付けてありますが、それ以外の県内医療機関で接種を希望する方は、町保健センターまでお越しください。また、今年もインフルエンザの季節が到来します。早めの予防接種で病気を防ぎましょう。

■問合せ 町保健センター ☎296-12530

## 水痘（水ぼうそう）

水痘は「水ぼうそう」とも呼ばれ、水痘・帯状疱疹ウイルスの感染により引き起こされる、とても感染しやすい感染症のひとつです。5歳までに約80%のお子さんがかかるといわれています。主に空気感染により、10～20日の潜伏期間の後、軽度の発熱と発疹の症状が現れます。一般に軽症で済みますが、中には重症化、あるいは合併症を起こす場合もあります。

■対象 生後12か月から36か月に至るまで（1歳の誕生日から3歳の誕生日の前日まで）の乳幼児  
※既に水痘にかかったことがある場合は対象外です。  
■接種回数 2回  
※任意接種として水痘ワクチンの接種を受けたことがある場合は、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとみなします。  
そのため、既に2回接種している場合、定期接種の対象

## 肺炎球菌

今までの肺炎球菌ワクチンを接種していない方で、接種を希望する方は、対象となる年度中に接種してください。  
■対象 ①65歳の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（身体障害者1級程度）  
※肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外です。  
【経過措置について】  
平成26年度から平成30年度

までの5年間は、経過措置期間として、各年度末に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方と、平成26年度に限り、今年度末に101歳以上になる方が接種対象となります。  
※今年度の接種対象者は、下記の表でご確認ください。なお、対象者には個別通知を送付します。  
■接種期間 平成26年10月1日～平成27年3月31日まで  
■接種回数 1回  
※過去に接種したことがある方は対象外です。  
■接種費用 5000円（生

今年度の成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン定期接種対象者  
（平成26年10月1日～平成27年3月31日の間）

65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日生
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日生
101歳～	大正3年4月1日以前の生まれ

外となります。  
■接種間隔 1回目の接種後、標準的には6か月から12か月までの間隔をおいて2回目を接種（1回目の接種後、3か月以上あければ接種は可能）  
■接種費用 無料

### 平成26年度限りの経過措置について

次の対象者については今年度に限り（平成26年10月1日～平成27年3月31日まで）、定期接種が可能です。  
■対象 生後36か月から60か月に至るまでの間（3歳の誕

大切なお子さんのために、忘れずに接種しましょう



活保護受給者は無料）

日本人の死因第3位の肺炎、その主な原因はウイルスや細菌で、65歳以上の方の場合「肺炎球菌」が原因菌のトップに挙げられます。肺炎球菌ワクチンは、この肺炎球菌という細胞を狙った予防ワクチンで、すべての肺炎にかかっても「軽症で済む」「抗生物質が効きやすい」などの効果を得ることができます。

定期接種化に伴い、これまで行っていた「高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成」は、平成27年3月31日をもって終了します。接種を希望する方は、①事前に、町保健センターもしくは役場東出張所に備えてある「肺炎球菌予防接種申込書」に必要事項をご記入の上、各窓口にて提出してください。※助成対象者は町内に住民登録のある65歳以上の方で、過去5年間に肺炎球菌ワクチンを接種していない方を接種していただく。②申込書の内容を確認し、その場で「接種券」「肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」「受託医療機関一覧表」をお渡しします。③受託医療機関に予約し接種していただきます。※接種当日は「接種券」「肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」を医療機関にお持ちください。※接種費用のうち4000円を差し引いた金額を医療機関にお支払いください（接種費用は医療機関により異なります）。

# インフルエンザ 早めの予防接種を

- インフルエンザの予防法
- ◆流行前のワクチン接種
  - ◆外出後の手洗い、うがいなど
  - ◆適度な湿度の保持
  - ◆十分な休養
  - ◆バランスのとれた栄養摂取
  - ◆人ごみや繁華街への外出を控える



町では、インフルエンザ重症化予防のため、高齢者を対象に予防接種費用の一部を負担しています。予防接種には、発症をある程度抑える効果や、かかってしまっても重症化を防ぐ一定の効果が期待できます。

なお、「予診票」および「インフルエンザ予防接種説明書」は、比企管内実施医療機関（町内含む）の窓口にて備え付けてありますが、ご希望の方には10月14日（火）以降、町保健センター、東出張所でもお渡します。特に「インフルエンザ予防接種説明書」はよくお読みいただき、予防接種の効果や副反応などを理解したうえで「予診票」に記入し、接種を受けるようお願いいたします。

- 対象 次の①または②に該当し、接種を希望する方
- ①接種日当日で満65歳以上の方（誕生日の前日から該当します。）
  - ②接種日当日で満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に極度の障がいのある方（身体障害者手帳1級程度）
- ※①②ともにインフルエンザにかかっている方、過去にインフルエンザワクチン接種後発熱があった方は対象外です。
- 実施期間 10月20日（月）～12月25日（木）
- 接種回数 1回
- 接種費用 1,000円（生活保護受給者は無料）
- 持ち物 健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるもの。生活保護受給者は受給者証。対象②に該当する方は、身体障害者手帳または医師の診断書。

- 各予防接種 実施医療機関（町内）
- ◆鳩山第一クリニック ☎296-6800
  - ◆福島内科 ☎298-0600
  - ◆麻見江ホスピタル ☎296-1155
  - ◆鳩山今宿クリニック ☎296-6260
- ※このほか県内医療機関でも接種可能です。事前に保健センターにお問い合わせください。